

## 第 9 回 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会・とりまとめ部会

- ・日 時：平成 28 年 4 月 6 日（水）19 時～21 時
- ・場 所：市役所 303 会議室
- ・出席者
  - ・部会員（敬称略）：水田、篠崎、今村、大神、高村（計 5 名）  
※欠席者：戸田、本田、最所（計 3 名）
  - ・事務局：コミュニティ推進課長、同係長、同係員、法制担当係長
  - ・ファシリテーター：村田、今井（（株）エム環境デザインシステム）
- ・会議内容：以下の通り

### 1. 第 13 回策定委員会の振り返り

- ・各委員より第 13 回策定委員会(3/16)の振り返りを行った。（以下、委員発言の要旨）
  - ・市民参加は権利か義務か、ということから検討した。自由と責任のように権利と義務の両面があると感じた。
  - ・市民参加を進めるためには共通のルールが必要で、市民も行政もそのルールを守る必要があると感じた。
  - ・市民参加することにより、まちで暮らすのが楽しくなったという人もいた。ツールとして使い方が大事ではないか。
  - ・様々な付属機関の名称があるが、内容と合わせて名称を使い分けるといった考え方もあると思う。
  - ・せっかくの参加の機会を逃すことはないと感じた。参加の場では、色々な人と出会って話すことができる。日頃の様々な活動を通じて市民参加のハードルが低く感じ、自然と市民参加できたという人もいた。

### 2. 「はじめの一步案 ver. 2」について

- ・第 13 回策定委員会における意見の「はじめの一步案 ver.2」への反映について資料の案の確認・検討を行った。

#### 【主な協議内容】

- ・市民参加は権利と考えるが同時に市民参加するにあたっては責任と義務を果たすべきではないか。
- ・市民参加の権利の内容が具体的でなければ、希望どおりの市民参加が出来なかった場合に市民が権利を侵害されたと感じることも起こり得るのではないか。自治基本条例に市民参加を市民の権利と記載するかについては、再整理する必要があるのではないか。  
→（事務局）事務局において再整理した内容を部会員に送付する。部会員の確認・会長の承認を経て、次回の策定委員会に提出する

### 3. 第 14 回策定委員会について

- ・第 14 回策定委員会のプログラム案について検討・確認。

#### 【主な協議内容】

- 次回の策定委員会は、「市政運営」がテーマであることから、これまでの意見や「はじめの一步案 ver.2」への反映状況を確認できる資料（資料6）を作成し、意見交換を行うこととする。
- 次回の策定委員会で行われるミニ出前講座の中で、総合振興計画策定における市民意見の反映方法をぜひ聞きたい。

以上